



事業報告書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

概要

第3期となる本年度は、公益財団法人として認定されてから最初の通年事業年度でありました。主たる事業では、より厳正なる審査のもとで新たな受賞者を選考するとともに、過年度の受賞者の活動をサポートしました。詳細は **A 事業実績** で後述いたします。

法人管理業務では、公益財団としてのコンプライアンスおよびガバナンスに基づき、諸会議を実施しました。詳細は **B 会議実績** で後述いたします。

A 事業実績

1. 2024年度助成金

次のいずれか一つで研究成果や活動成果を達成し得る方々を公募しました。

- (1) お茶またはお茶の成分に関する研究者及び団体に対する助成金
- (2) お茶の生産に関する研究者、農家及び団体に対する助成金
- (3) お茶に関する文化活動に関わる個人及び団体に対する助成金

2024年度助成金の公募を実施する際、例年同様、日本国内の大学約100校および日本国内の研究機関に対して直接アプローチして、募集情報の掲載を依頼しました。

募集から助成金の支給までの流れは下記のとおりであります。例年同様、弊財団ウェブサイトを通じて日本全国から応募頂きました。

助成予算 : 3プログラム総額 16,000,000円
募集告知期間 : 2024年2月1日から2024年2月29日まで
応募期間 : 2024年3月1日から2024年3月31日まで
応募方法 : 弊財団ウェブサイトよりオンライン応募
一次選考 : 書類審査
二次選考 : プレゼンテーション審査
最終合格審査 : 選考委員による選考会議
合格発表 : 2024年7月1日 弊財団ウェブサイトにて公表
助成金の支給 : 2024年8月1日

前記の選考プロセスを経て、本年度は8名に助成金を支給しました。

本年度より、助成金の選考審査にて、プロジェクト内容のみならず、希望助成金額に対する採択金額も審査し、より厳格な選考審査を行える様に致しました。

	助成金プログラム	応募 件数	助成 件数	助成金額 (千円)	採択率 (%)
(1)	お茶またはお茶の成分に関する研究者及び団体 に対する助成金	31	6	13,200	19.3%
(2)	お茶の生産に関する研究者、農家及び団体に対 する助成金	4	-	-	-
(3)	お茶に関する文化活動に関わる個人及び団体に 対する助成金	5	2	2,800	40.0%
	全体	40	8	16,000	20.0%

2. 過年度助成金

助成金の受賞者は、例年、翌7月末に活動期間満了を迎え、その後、成果報告を提出いただいております。弊財団では、当初予定した絶対的期間内における成果獲得や結果報告より、当初予定した課題に対する成果獲得や結果報告を重視しており、ケースバイケースで期間的な延長を認めております。

3. 助成金の支給と成果報告を受領して弊財団が目指すもの

成果報告の提出が完了した受賞者には、計画と実績の概要を簡潔にまとめたプロジェクト概要書を作成いただき、弊財団ウェブサイト内の助成金ライブラリへ掲載・公開しております。

弊財団の助成金は、テーマを「お茶」に特化しているため、毎年の受賞者のプロジェクト概要書が集積され、それを弊財団ウェブサイトへ公開することにより、「お茶」に関する専門的な知財がどなたでも閲覧可能となるので、以ってお茶の発展に寄与したく存じております。

B 会議実績

1. 理事会

会議名	参加役員数 (開催方法)	決議日	決議・報告事項
定時 理事会	理事 6 名 監事 2 名 (書面決議)	12 月 8 日	1 号:2023 年 9 月期(第 2 期)事業報告書および計算書類の承認の件 2 号:規程の改定および新設の件 3 号:役員等改選の件 4 号:選考委員の追加選任および改選の件 5 号:2024 年 9 月期(第 3 期)定時評議員会の開催の件
第 2 回 理事会	理事 6 名 監事 2 名 (書面決議)	12 月 25 日	1 号:代表理事選任の件
第 3 回 理事会	理事 6 名 監事 2 名 (書面決議)	7 月 11 日	1 号:2024 年度助成金受賞者及び受賞金額の承認の件
第 4 回 理事会	理事 6 名 監事 2 名 (実地開催)	9 月 4 日	1 号:2025 年 9 月期(第 4 期)事業計画および収支予算、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類承認の件 2 号:事務局住所地の移転の件 3 号:新事務局長選任の件

2. 評議員会

会議名	参加役員数 (開催方法)	決議日	決議・報告事項
定時 評議員会	評議員 5 名 (実地開催)	12 月 16 日	1 号:2023 年 9 月期(第 2 期)計算書類の承認の件 2 号:役員等改選の件 3 号:規程の改訂の件 4 号:議事録署名人選任の件

C 附属明細書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補完する重要な事項」は存在しないので、附属明細書は作成していません。